

○社会福祉法人東川町社会福祉協議会指定訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東川町社会福祉協議会が開設する訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護等の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態等にある利用者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事などの身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 指定訪問介護の提供に当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

6 指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等へ情報の提供を行うものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 東川町社協訪問介護事業所

(2) 所在地 東川町東町2丁目12番10号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なうとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 必要な人員を配置する。

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係わる調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画の作成、居宅介護支援事業者に対する必要な情報提供等を行う。

- (3) 訪問介護員 必要な人員を配置する。

訪問介護員は、指定訪問介護の提供に当たる。

- (4) 事務職員 必要な人員を配置する。

必要な事務を行なう。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、12月31日から1月5日までを除く。
- (2) 営業時間 午前7時から午後8時までとする。
- (3) 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、基準上の額に、介護保険負担割合証に記載の割合を乗じた額とする。

- (1) 身体介護
- (2) 家事援助
- (3) 通院等乗降介助

2 第10条に定める通常の事業の実施地域を越えて行なう指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。

尚、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 事業者から、片道概ね30キロメートル未満 600円
- (2) 事業者から、片道概ね30キロメートル以上 1,000円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払いに同意する旨の文章に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生

じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 事業所は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第8条 事業所は、提供した指定訪問介護に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置の他必要な措置を講ずるものとする。

(虐待の防止)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、東川町の区域とする。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

- 2 事業所は、当該事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。
- 3 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。)
をおおむね 6 月に一回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防又はまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(個人情報保護)

第 12 条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号)及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 13 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント対策の強化)

第 14 条 事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 15 条 訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次とおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2日程度
- 2 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問介護の提供をさせないものとする。
- 5 事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、居宅介護支援事業所の介護支援専門員等又は居宅要介護被保険者等に対して、利用者に必要なサービスを提供しないサービスを提供しないよう求めることその他の不当な働きかけを行わないものとする。
- 6 事業所は、指定訪問介護に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 7 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施するものとする。
- 8 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年7月15日から施行する。(住所変更)

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。(職員数変更)

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。(訪問介護員数変更)

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。(管理者の職務内容変更)

附 則

この規程は、平成20年2月1日から施行する。(訪問介護員数変更)

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。(訪問介護員数変更)

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。(サービス提供責任者数変更)

附 則

この規程は、平成27年11月18日から施行する。(苦情解決、虐待防止条文追加)

附 則

この規程は、平成28年9月21日から施行する。(訪問介護員数等変更)

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。